

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年11月17日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋1階、機械工作室南側壁の防火区画において、建築基準法施行令に基づく壁貫通口防火処置がなされていないことが認められたため、当該壁貫通口について、防火処置を実施。	G II	
2	2号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプ(A)において、下部軸の振れ計測値に判定基準値超えが認められたため、当該軸を点検・修理。	G III	
3	2号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプ(A)及び(C)において、コッタ(軸継手)の出入り量測定値に使用限界値超えが認められたため、当該コッタを交換。	G III	
4	3号機	コントロール建屋3階、3・4号機中央制御室前ハッチ室東側壁の防火区画において、建築基準法施行令に基づく壁貫通口防火処置がなされていないことが認められたため、当該壁貫通口について、防火処置を実施。	G II	